

「専利出願行為の規範化に関する若干の規定」の改正に関する

国家知識産権局の決定(2017)

「『専利出願行為の規範化に関する若干の規定』の改正に関する国家知識産権局の決定」は局務会議の審議を経て採択されたので、ここに公布する。2017年4月1日から施行する。

局長：申長雨

2017年2月28日

「専利出願行為の規範化に関する若干の規定」の改正に関する

国家知識産権局の決定

国家知識産権局は「専利出願行為の規範化に関する若干の規定」について下記の改正を行うことにした。

一、第三条の改正

第一号における「或いは複数の内容が明らかに同一である専利出願を提出するよう他人を指図する」を削除する。

第二号における「或いは先行技術若しくは先行意匠を剽窃する複数の専利出願を提出するよう他人を指図する」を削除する。

1号追加し、第三号とする。

「(三) 同一単位又は個人が複数の異なる材料、成分、成分の比率、部品等を簡単に切り替える或いは寄せ集める専利出願を提出する場合。」

1号追加し、第四号とする。

「(四) 同一単位又は個人が複数の実験データ或いは技術効果が明らかに捏造されたものである専利出願を提出する場合。」

1号追加し、第五号とする。

「(五) 同一単位又は個人が複数のコンピューター技術等を利用してランダムに製品の形状、図案或いは色彩を生成する専利出願を提出する場合。」

第三号を第六号とし、下記の通り修正する。

「(六) 他人が本条第(一)号～第(五)号に記載された類型の専利出願を提出するのを手伝う又は専利代理機構がその提出を代理する場合。」

二、第四条の改正

「国家知識産権局は異常専利出願行為に対し、」における「国家知識産権局は」を削除する。

第一号を下記の通り修正する。

「(一) 専利費用を軽減しない。既に軽減されている場合、軽減された費用を追納することを求める。情状が深刻である場合、本年度から5年以内において、専利費用を軽減しないこととする。」

第二号に、「併せて全国信用情報共有プラットフォームに納める」を追加する。

第四号を下記の通り修正する。

「各級の知識産権局は、助成又は奨励をしない。既に助成又は奨励している場合は、全部又は一部の払戻を要求する。情状が深刻である場合、本年度から5年以内において、助成又は奨励しないこととする。」

第五号に記載する二箇所の「よう提案する」を削除する。

三、第五条の改正

本条を下記の通り修正する。

「本規定第四条に列挙する処理措置を取る前に、必要に応じて、当事者に意見陳述の機会を与えなければならない」

四、第六条の改正

「各地方の人民政府の専利業務管理部門」を「各級の知識産権局」に修正する。

本決定は2017年4月1日より施行する。

出所：2017年3月1日付け中国国家知識産権局ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所
所で日本語仮訳を作成

https://www.cnipa.gov.cn/art/2017/3/1/art_526_145925.html

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。